

平成31年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第11.1号 交通違反取消し請求事件

口頭弁論終結日 平成31年1月23日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

神戸市中央区下山手通五丁目4番1号

被 告

兵 庫 県

同代表者兼処分行政庁

兵 庫 県 公 安 委 員 会

10

同委員会代表者委員長

豊 川 輝 久

被告訴訟代理人弁護士

池 上 徹

被告指定代理人

濱 田 忠 司

同

鎌 倉 良 哲

同

[Redacted]

15

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

福 岡 靖

主 文

20

1 処分行政庁が平成29年1月27日付けで原告に対してした運転免許証の有効期間の更新処分のうち、運転者の区分を一般運転者とした部分を取り消す。

2 処分行政庁は、原告に対し、優良運転者である旨の記載のある運転免許証を交付せよ。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 本件は、処分行政庁に対して運転免許証の有効期間の更新の申請をした原告が、通行禁止違反（道路交通法8条1項所定の違反行為）を理由に、運転者の区分を一般運転者とする更新処分を受けたところ、上記違反行為は成立しないなどと主張して、同処分のうち上記部分の取消しを求める（処分の取消しの訴え）とともに、処分行政庁が優良運転者の記載のある運転免許証を交付すべき旨を命ずることを求める（行政事件訴訟法3条6項1号所定の義務付けの訴え）事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 道路交通法（以下「道交法」という。）及び道路交通法施行令（以下「道交令」という。）の定め

ア 通行の禁止等

車両は、道路標識（道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいう。道交法2条1項15号。以下同じ。）によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない（道交法8条1項）。

過失により上記の規定に違反した車両等の運転者は、10万円以下の罰金に処する（道交法119条1項1号の2、2項）。

「通行禁止違反」とは、道交法8条1項の規定の違反となるような行為をいい、一般違反行為に当たるものとして、2点を付する（道交令33条の2第1項1号、別表第二の一、備考225）。

イ 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路標識を設置し、及び管理して、交通整理、車両の通行の禁止その他の道路にお

ける交通の規制をすることができる（道交法4条1項）。

道路標識の種類、様式、設置場所その他道路標識について必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める（道交法4条5項）。

- 5
- (イ) 道交法4条1項の規定により公安委員会が道路標識を設置し、及び管理して交通の規制をするときは、車両がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じ必要と認める数のものを設置し、及び管理してしなければならない（道交令1条の2第1項）。

ウ 免許証の有効期間の更新

- 10
- (ア) 運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書を提出しなければならない（道交法101条1項）。

- 15
- (イ) 当該公安委員会は、道交法101条5項の規定による適性検査の結果等から判断して、当該免許証の更新を受けようとする者が自動車を運転することが支障がないと認めるときは、当該免許証の更新をしなければならない（同条6項）。

エ 運転者の区分

- 20
- (ア) 「優良運転者」とは、更新日等までに継続して運転免許（仮免許を除く。以下「免許」という。）を受けている期間が5年以上である者であって、自動車等の運転に関する道交法及び同法に基づく命令の規定並びに同法の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するものをいう（道交法92条の2第1項、表の備考一2）。
- 25

上記政令で定める基準は、免許証の更新を受けた者については、更新

前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の40日前の日前5年間に於いて違反行為又は道交令別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないことである（道交令33条の7第1項1号）。

6 (イ) 「一般運転者」とは、優良運転者又は違反運転者等以外の者をいう（道交法92条の2第1項、表の備考一3）。

10 (ウ) 「違反運転者等」とは、更新日等までに継続して免許を受けている期間が5年以上である者であつて自動車等の運転に関する道交法及び同法に基づく命令の規定並びに同法の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が5年未満である者をいう（道交法92条の2第1項、表の備考一4）。

15 上記政令で定める基準は、免許証の更新を受けた者については、特定誕生日の40日前の日前5年間に於いて違反行為又は道交令別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること（軽微違反行為1回のほかこれらの行為をしたことがない場合を除く。）である（道交令33条の7第2項、1項）。

オ 免許証の有効期間等

20 (ア) 免許証の有効期間は、① 更新日等における年齢が70歳未満の優良運転者及び一般運転者については、満了日等（道交法101条6項の規定により更新された免許証にあつては、更新前の免許証の有効期間が満了した日をいう。以下同じ。）の後のその者の5回目の誕生日から起算して1月を経過する日とし、② 違反運転者等については、満了日等の後のその者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日とする（道交法92条の2第1項）。

25 (イ) 免許証には、免許の有効期間の末日に加え、免許を受けた者が優良

運転者である場合にあつては、その旨を記載するものとする（道交法
93条1項）。

(2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省
令第3号。平成28年内閣府・国土交通省令第2号による改正前のもの。以下「標識令」という。）の定め（乙20）

ア 道路標識は、本標識及び補助標識とし（1条1項）、本標識は、案内標
識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする（同条2項）。

イ 二輪の自動車・原動機付自転車通行止め（以下「二輪通行止め」という。）
の標識は、道交法8条1項の道路標識により、二輪の自動車及び原動機付
自転車の通行を禁止することを表示する規制標識であり、二輪の自動車及
び原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面
又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端に
設置する（2条、別表第一（307））。

ウ 日・時間の補助標識は、規制標識が表示する交通の規制が行われている
日又は時間を示すため設置するものである（2条、別表第一（502））。

エ 規制予告標識は、標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場
所において行われていることをあらかじめ示す指示標識であり、標示板に
表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行われているこ
とをあらかじめ示す必要がある場所内の必要な地点に設置する（2条、別
表第一（409-A・B））。

オ 道路の形状その他の理由により、道路標識を上記位置に設置することが
できない場合又は上記位置に設置することにより道路標識が著しく見に
くくなるおそれがある場合においては、上記位置以外の位置に設置するこ
とができる（別表第一の備考二）。

(3) 交通規制基準（平成23年2月4日付け警察庁丙規発第3号、丙交企発第
10号。以下「基準通達」という。）の定め（乙21、22の2、28の1・

2)

ア 道路標識の設置場所選定に当たっては、電柱、街路樹、沿道の樹木、広告物、塀、電話ボックス、郵便ポスト、他の道路標識等により視認性が妨げられるおそれのないことに留意しなければならない（第3の1(1)ア）。

5 なお、標識令別表第一の設置場所の欄における「前面」とは、規制区間の始まる地点における道路の横断面であって、当該区間の外側に対しているものであるので誤りのないようにする（同(1)柱書）。

イ 道路標識を歩車道の区別のない道路の路端に設置する場合は、道路の幅員、車両からの視認性、歩行者の通行場所の確保等の観点から検討し、適切な場所に設置するものとする（第3の1(2)）。

10 なお、路端に設置する標識については、道路標識の視認性確保のため必要があり、道路及び交通の状況から見て適当と認められる場合においては、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式で設置することができる（同）。

15 ウ 二輪通行止めは、原則としてう回路があることを前提とし、う回路が極端に長くならないように配慮する（第1-6）。

エ 二輪通行止めの道路標識は、道路幅員や交差点形状等から、左側の路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、右側の路端にも設置するものとする（第1-6）。

20 3 前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲各証拠（特に記載がなければ枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告に関する事情（乙1, 12, 弁論の全趣旨）

ア 原告 [redacted] は、平成28年11月13日当時、[redacted] [redacted] を受けていた者である。

25 イ 原告は、平成26年1月10日、処分行政庁から、有効期間を [redacted] [redacted] までとする免許証の更新を受けた。

(2) 本件規制

ア 処分行政庁は、平成元年10月3日付けで、以下の交通規制（以下「本件規制」という。）をする旨の決定をした。（乙15～17）

規制種別 通行禁止

路線名 県道大沢西宮線

区間場所 兵庫県西宮市山口町船坂749番地先（以下「本件開始地点」という。）から

同市越水字社家郷山1番地の27先（上盤滝橋南詰）まで
（延長距離約5100m）

対象 自動二輪車及び原動機付自転車

規制時間 土曜、日曜、休日の終日

イ 処分行政庁は、平成28年11月13日までに、本件開始地点に、別紙図面の「通行禁止標識」及び別紙写真のとおり、本件規制に係る道路標識（補助標識を含む。以下同じ。）を2個設置した（以下「本件各標識」という。）。別紙写真のとおり、県道大沢西宮線（82号線）を船坂小学校前交差点から上盤滝橋南詰に向けて南進する場合には、本件各標識のうち北側（別紙図面の上方）の道路標識（以下「北側標識」という。）は、進行方向左側の路外の曲柱に設置されており、南側（同下方）の道路標識（以下「南側標識」という。）は進行方向右側の路外の電柱に設置されていた。ただし、後記のとおり、本件各標識の有効性について争いがある。（甲2、9、10、乙3、8、18、弁論の全趣旨）

ウ 平成28年11月13日当時、本件開始地点付近の道路（以下「本件道路」という。）は、別紙図面のとおり、中央線で区分された片側1車線の道路（各車線の幅員は約2.7m）で、歩道は設置されていなかった。また、その当時、本件道路の最高速度は、40キロメートル毎時に指定されていた。（甲2、9、10、乙3、8、18、弁論の全趣旨）

エ 本件開始地点は、県道大沢西宮線（８２号線）を船坂小学校前交差点から上盤滝橋南詰に向けて南進する途中にあるところ、この進行方向からすると、別紙図面のとおり、その手前が左方向のカーブ（以下「本件カーブ」という。）になっている。また、別紙図面のとおり、本件カーブの途中には、船坂川方面に西進できる脇道が設けられている。（甲２，９，１０，乙３，８，１７，１８，弁論の全趣旨）

(3) 原告の運転行為とその取締り

ア 原告は、平成２８年１１月１３日午後３時２４分頃、大型自動二輪車を運転し、別紙図面の①のとおり、兵庫県西宮市山口町船坂１８２１番地付近道路（本件規制の区間内の道路）を通行した（以下「本件行為」という。）。なお、本件開始地点から上記地点までの間において、本件各標識以外には二輪通行止めの道路標識は設けられていなかった。（甲１，１５，乙２～１０，弁論の全趣旨）

イ 兵庫県西宮警察署（以下「西宮署」という。）の警察官は、前記アの当時、別紙図面の△地点において、本件行為を現認し、原告を別紙図面の②地点に停止させた。

ウ 原告は、上記イの後、別紙図面の②地点付近において、西宮署の警察官から本件行為が通行禁止違反になる旨を告知され、そのことに相違ない旨の交通事件原票の供述書欄に署名及び指印をした。（甲１，乙２，３）

(4) 本件行為に係る捜査の経過等

ア 原告は、平成２８年１１月１３日付けで、処分行政庁に対し、本件各標識を認識し得なかったため、本件行為に係る違反行為の認定の取消しを求める旨を記載した「交通違反不服申立て」と題する書面を提出した。（乙２３）

イ 原告は、平成２８年１１月１８日、処分行政庁に対し、本件各標識を認識することはできなかったから、本件行為に係る交通反則告知書が無効で

あるなどとして、本件行為の取締りについて苦情の申出をした。(乙24の2)

ウ 兵庫県警察本部長は、平成29年1月4日、原告に対し、道交法127条1項に基づき、本件行為に係る反則金の納付を書面で通告した。(弁論の全趣旨)

エ 処分行政庁は、平成29年3月23日、上記イの苦情の申出につき、原告に対し、本件行為の取締りは適切に行われた旨を回答した。(乙25)

オ 尼崎区検察庁検察官は、平成29年6月6日、本件行為に係る道路交通法違反(通行禁止)被疑事件の送致を受け、同月14日、同事件につき不起訴(起訴猶予)処分をした。(乙14, 弁論の全趣旨)

(5) 免許証の更新から本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成29年1月27日、処分行政庁に対し、免許証の更新の申請をした(以下「本件更新申請」という。)(乙1)

イ 公安委員会は、同日、本件更新申請につき、原告に対し、特定誕生日の40日前の日前5年間に本件行為(点数2点)があったことを理由に、運転者の区分を一般運転者とする免許証の更新処分(以下「本件更新処分」という。)をした。(乙1, 弁論の全趣旨)

ウ 原告は、平成29年1月29日、処分行政庁に対し、優良運転者の記載のある免許証の交付を求め、本件更新処分について審査請求をした。(甲2)

エ 処分行政庁は、平成29年6月29日付けで、原告に対し、上記ウの審査請求を棄却する旨の裁決をした。(甲6, 7, 乙26)

オ 被告は、平成29年6月29日、本件開始地点の手前(別紙図面の船坂小学校前交差点方面)に、本件規制(本件各標識)を予告するとともに、う回路(船坂川方面への脇道)の方向を表示する規制予告標識(以下「本件予告標識」という。)を設置した。(乙29)

カ 原告は、平成29年12月25日、本件訴訟を提起した。(当裁判所に
顯著)

4 争点

本件更新処分の適法性であり、具体的には、以下の点が問題となる。

(1) 手続的違法の有無

本件行為の取締りの手続に違法があったことにより、本件更新処分が違法
となるか。

(2) 通行禁止違反の成否

本件行為が通行禁止違反(道交法8条1項)に当たるか。より具体的には、
本件行為の当時、本件各標識による本件規制が有効であったか。

第3 争点に対する当事者の主張

1 争点(1)(手続的違法の有無)について

【原告の主張】

本件行為を検挙した警察官は、原告から本件各標識の確認を求められたにも
かわらず、原告に対し、その機会を与えなかった。そして、同警察官は、原
告に対し、本件各標識とは異なる標識を示して本件規制の有効性を誤認させた
上で、通行禁止違反を認める内容の供述書に署名指印させた。

そうすると、本件行為を検挙した手続に違法があるから、これを前提として
された本件更新処分は違法である。

【被告の主張】

争う。

2 争点(2)(通行禁止違反の成否)について

【被告の主張】

本件行為の当時、本件各標識による本件規制は有効であったから、本件行為
は通行禁止違反に当たる。

(1) 本件各標識は、本件行為の当時、いずれも草木で隠れておらず、視認性が

良好であったから、標識令、基準通達に従って適切に設置されていた。

(2) 規制標識は、運転者が瞬時に認識できるシンボルマークで表示されているから、本件各標識は、通常の注意力をもって運転していれば、その速度や制動距離とは関係なく確認することができた。

この点、カーブ等の見通しの悪い道路においては、その具体的な状況に応じ、安全な速度と方法で運転すべきである（道交法70条参照）以上、そもそも、本件カーブの先に設置された本件各標識を確認できるか否かを判断するに当たっては、指定された最高速度の時速40kmで走行することを前提とすべきではない。

(3) 判読距離等は、案内標識を設置する指標にすぎないのであって、規制標識である本件各標識を設置する基準ではない。この点、案内標識は、行き先の地名等を文字で示すため情報量が多いのに対し、上記のとおり、規制標識は、瞬時に認識可能なシンボルマークで表示されており、同一に扱うことはできない。

また、本件予告標識は、その設置が義務付けられたものではないから、これが設置されたことをもって、本件行為の当時における本件各標識の視認状況に問題があったとはいえない。

そして、法令上、二輪通行止めの道路標識は、う回路が存在しない道路に設置することを禁じられていない。

(4) 南側標識に関し、原告は、審査請求の段階に至って初めて、これを遮る観光バスの存在に言及するなど、その供述の経緯及び内容が不自然である。また、そもそも、南側標識を遮るような場所に、バスが停車することのできるスペースはない。

そうすると、本件行為の当時、南側標識は観光バス等により遮られていなかったというべきである。

(5) 以上のとおり、本件行為がされた当時、本件各標識による本件規制は有効

であったから、本件行為は通行禁止違反に当たる。

【原告の主張】

本件行為の当時、本件各標識による本件規制は無効であったから、本件行為は通行禁止違反に当たらない。

(1) 道路標識が有効であるための要件

道交法4条1項、道交令1条の2第1項によれば、道路標識は、前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じ必要と認める数のものを設置しなければならない。

そうすると、上記を満たさない道路標識は不適法であって効力がなく、同標識による規制は無効となる。

(2) 北側標識について

ア 北側標識は、本件カーブの直後にあり、6 m手前の地点に至って初めてドライバーの視界に現れる。

しかるところ、上記の設置位置は、ドライバーが標識の表示内容を認識して判読できる距離（判読距離。99 m）及びドライバーの視界から標識が消失する地点と当該標識との距離（消失距離。制限速度の時速40 kmでは約21 m）を満足するように標識を設ける旨の道路標識設置基準（甲14、乙27）に反している。

加えて、本件行為の当時、北側標識は、道路の管理が適切にされていないために草木に隠れていて視認性が悪く、規制予告標識も設置されていなかった。このことは、本件行為の後、原告の苦情の申出に基づき、本件予告標識が設置されたことから明らかである。

以上からすると、原告は、本件行為に先立ち、北側標識の表示内容を認識し、本件規制を遵守することは不可能であった。

イ 北側標識は、その表示内容を確認してから進めるう回路が存在しないことから、基準通達に違反している。

(3) 南側標識について

南側標識についても、約22m手前の地点に至って初めてドライバーの視界に現れるから、北側標識と同様に、道路標識設置基準に反している。

しかも、原告が本件開始地点を通過した当時、イベント客を待つために停車していた観光バスで隠されていた。このことは、無作為に同地点付近を撮影したストリートビューの画像に観光バスが写り込んでいることに加え、本件行為の後、観光バス専用の駐車場が設置されたことから裏付けられる。

したがって、原告は、本件行為に先立ち、南側標識の表示内容を認識し、本件規制を遵守することも不可能であった。

(4) 小括

したがって、本件行為の当時、本件各標識は道交法所定の要件に反した無効なものであって、本件各標識による本件規制は無効であるから、本件行為は通行禁止違反に当たらない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、証拠（後掲各証拠に加え、甲15、乙30、証人■■■■原告本人。ただし、認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件道路及びその付近の状況（甲2、5、8、10、乙8、18、19）

本件行為がされた平成28年11月13日当時、本件道路及びその付近の状況は、以下のとおりであった。

ア 本件カーブの前後の道路は、ほぼ直角（90度）の関係にあった。

イ 本件道路の手前（北方）に設置された本件カーブの路外には、竹及び木々が生い茂り、その中には高さが2mを優に超えるものも多数含まれており、本件カーブの手前及び中からその先を見通すことはできなかった。

ウ 北側標識は、本件カーブの終端から約10m先の路外の曲柱に設置され、

そのすぐ左側まで草木の葉が迫っていたが、正面からの視認は妨げられていなかった。

エ 南側標識は、本件カーブの終端から約20m先の電柱に設置されていたところ、そのすぐ先に南進する道路が設けられており、右折することができた。

(2) 本件各標識の視認状況 (甲9, 乙18)

本件カーブから本件道路にかけて、時速約40kmの速度で自動二輪車を運転した場合における本件各標識の視認状況は、次のとおりである。

ア 北側標識は、本件カーブの終端付近に至るまで視界に入らず、視界に入ってから1秒弱で見えなくなる。

イ 南側標識は、視界に入ってから2秒弱で見えなくなる。

(3) 本件規制に係る検挙の件数について

ア 西宮署の警察官は、平成28年1月から同年10月までの間に、本件規制に係る通行禁止違反で、合計95名を検挙した。なお、上記取締りにおいては、1回当たり5、6名程度が検挙された。(乙17)

イ 西宮署の警察官は、平成28年11月13日午後3時10分から午後5時までの間に、本件規制に係る通行禁止違反で、原告以外に8名の者を検挙した。(乙9, 10)

2 争点(2) (通行禁止違反の成否) について

(1) 道路標識による規制の有効要件

公安委員会の行う交通の規制は、その内容を表示する道路標識によってしなければ法的効力を生じないものと解される(最高裁昭和37年4月20日第二小法廷判決・刑集16巻4号427頁参照)。

しかるところ、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路標識

を設置し、及び管理して、交通整理、車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる（道交法4条1項）。そして、公安委員会が道路標識を設置し、及び管理して交通の規制をするときは、車両がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じ必要と認める数のものを設置し、及び管理してしなければならない（道交令1条の2第1項）。

上記の規定にかんがみると、道路標識は、ただ見えさえすればよいというものではなく、通常の歩行者、車両等の運転をする者が容易にその内容を認識できる、すなわち、その者がいかなる車両のいかなる通行を規制するものであるかを容易に判別できる方法で設置することを要するものと解すべきである（最高裁昭和41年4月15日第二小法廷判決・刑集20巻4号219頁、最高裁昭和43年12月17日第三小法廷判決・刑集22巻13号1508頁、最高裁昭和48年2月12日第二小法廷決定・刑集27巻1号8頁等参照）。

そして、道路標識が上記の要件を満たすか否かの判断は、当該道路標識の種類、これによる交通の規制の態様、これが設置されている道路及び交通の状況等を総合的に考慮し、社会通念に従って判断すべきである。

(2) 本件各標識の有効性

ア 想定すべき運転者

本件各標識の有効性を判断するに当たり想定すべき通常の運転者は、① 本件各標識が二輪通行止めを示す標識であること、② 本件各標識が県道大沢西宮線を船坂小学校前交差点から上盤滝橋南詰に向けて（以下「本件方向」という。）南進する自動二輪車及び原動機付自転車を対象としていること、③ 本件道路付近の最高速度は時速40kmであることからすると、本件方向の本件道路を時速40km程度で走行する自動二輪車又は時速30km程度で走行する原動機付自転車（道交法22条1項、道交令11条）の運転者というべきである。

この点、車両等の運転者は、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない（道交法70条）ものの、本件カーブを自動二輪車で進行するに当たり、いかなる場合においても時速40kmでの走行が許されないとは認め難い。

イ 北側標識の有効性

前提事実(2)イのとおり、北側標識は、本件行為に先立ち、本件開始地点の左側の路端に設置されていたから、本件規制に係る区域の前面の左側の路端に設置したものとして、標識令2条、別表第一(307)の設置場所の要件を満たすといえることができる。

しかし、認定事実によれば、北側標識は、見通しの悪い本件カーブの終端から約10mの位置に設置されたものである上、そのすぐ横まで葉が茂っており、時速約40kmで走行する自動二輪車の運転者にとっては、視認可能となった後わずか1秒で見えなくなるものである。そうすると、北側標識については、本件方向の本件道路を時速約40kmで走行する自動二輪車の運転者にとっては、容易にその内容（二輪通行止めを内容とする本件規制が開始すること）を認識することができたとは認め難いといわざるを得ない。

このことは、本件規制に係る通行禁止違反については、取締りの度に平均5、6名の検挙者がおり、本件行為の当日も2時間弱の間に原告以外に8名の検挙者がいたこと（認定事実(3)）に加え、本件行為の後、本件カーブの手前に本件予告標識が設けられたこと（前提事実(5)オ）からもうかがわれる。なお、警戒標識については、概ね警戒に係る地点から30m以上手前に設置すべきものとされているところである（標識令2条、別表第一参照）。

以上のとおり、本件行為の当時、北側標識は、少なくとも原告との関係においては、「車両がその前方から見やすいように…設置し、及び管理」

されていたとはいえ、道交法4条1項に基づく道交令1条の2第1項の規定に適合していたとは認められない。

ウ 南側標識の有効性

前提事実(2)イのとおり、南側標識は、本件行為に先立ち、本件開始地点の右側の路端に設置されていた。この点、上記のとおり、北側標識の認識可能性に疑義があることに照らすと、本件道路の形状その他の理由により、本件規制に係る区域の前面の左側の路端に設置することにより本件規制に係る道路標識が著しく見にくくなるおそれがある場合に当たるとして、標識令2条、別表第一の備考二による設置場所の要件を一応満たすということができる。

しかし、認定事実によれば、南側標識も、見通しの悪い本件カーブの終端から約20mの位置に設置されたものである上、時速約40kmで走行する自動二輪車の運転者にとっては、認識可能になった後わずか2秒で見えなくなるものである。また、南側標識は、そのすぐ先に南進（右折）する道路が設けられていたから、当該道路に係る規制標識であると誤認されるおそれがないではない。しかも、自動二輪車で左カーブを走行するに際しては、自動二輪車の特性を踏まえて安全に走行するためには、進行方向の左方向に注意を向けることが必要であって、そのような運転をしたとしてもやむを得ない。

以上に加え、規制標識は道路の左側路端に設置されるのが原則であること（標識令2条、別表第一）をも併せ考慮すると、南側標識については、その付近にバス等の大型の車両が停車しているか否かにかかわらず、本件方向の本件道路を時速約40kmで走行する自動二輪車の運転者にとっては、容易にその内容を認識することができたとは認め難い。

したがって、本件行為の当時、南側標識は、少なくとも原告との関係においては、「車両がその前方から見やすいように…設置し、及び管理」さ

れていたとはいえ、道交法4条1項に基づく道交令1条の2第1項の規定に適合していたとは認められない。

(3) 被告の主張について

ア 被告は、本件行為に先立ち、西宮署の警察官らが本件各標識の視認性に問題がないことを確認していた旨を主張する。

しかし、仮に上記確認がされていたとしても、その方法は、本件各標識の存在、設置位置及び内容を知悉していた警察官において、時速約30kmで走行していたパトロールカーの中から、これらを注視して遮蔽されていないことを確認するものであったと考えられる(乙8写真6・7, 乙30, 証人[])。

そうすると、上記事実をもって、本件方向の本件道路を時速約40kmで走行する自動二輪車の運転者にとって、容易に本件各標識の内容を認識することができたとは認め難いという上記(2)の認定判断が左右されるとはいえない。

イ 被告は、原告が本件カーブを通過するに当たっては、規制標識の存在を疑い、本件各標識を確認することのできる速度と方法で進行すべきであったという趣旨の主張をする。

しかし、前記(1)のとおり、そもそも、道路標識は、通常の運転者が容易にその内容を認識できるように設置しなければならない以上、容易に視認できるとはいい難い道路標識を認識するために、通常とは異なる方法による運転を運転者に強いるというのは、社会通念に照らして不合理というほかない。

(4) 小括

ア 以上のとおり、本件行為の当時、少なくとも原告との関係では、本件各標識はいずれも道交法4条1項、道交令1条の2第1項に違反していたから、本件規制の効力が生じていたとは認められない。

したがって、本件行為は、通行禁止違反（違反点数2点）の違反行為に該当するとはいえない。

イ そうすると、原告は、特定誕生日 [REDACTED] の40日前の日前5年間において違反行為をしたとは認められないから、本件更新処分の当時、優良運転者であったというべきである。

したがって、本件更新処分のうち運転者の区分を一般運転者とした部分は、その余の点（争点(1)・手続的違法の有無）につき判断するまでもなく、違法であって取消しを免れない。

3 義務付けの訴えについて

前提事実(5)アのとおり、原告は本件更新申請をした者であるところ、上記2のとおり、同申請に対する本件更新処分のうち運転者の区分を一般運転者とした部分は取り消されるべきであるから、優良運転者である旨の記載のある免許証を交付すべき旨を命ずることを求める義務付けの訴えは適法である（行政事件訴訟法37条の3第1項2号、2項）。

そして、上記2のとおり、上記部分に係る本件更新処分の取消しを求める請求に理由があると認められ、かつ、原告は本件更新処分の時点で優良運転者であって、処分行政庁が優良運転者である旨の記載のある免許証を交付すべきであることが道交法93条1項の規定から明らかであるから、同交付をすべき旨を命ずべきである（行政事件訴訟法37条の3第5項）。

4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官

山 口 浩 司

裁判官

和 久 一 彦

5

裁判官

日 卷 功 一 朗

様式(簡約)第3号

違反現場略図 (通行禁止)

凡 例	取締従事者(任務)	指示説明	違反車両を認めた 地点	通行禁止の違反車両 停止の地点	最終停止地点					
①~② 違反車両 ▲ ▲ 現認警察官 → 違反車両の進路 <small>ナシの場合→使用してこの現場に 位置の正確性を認める。</small> 測定基準 ① ②は車両前部中央 を基準とした 関係距離 ▲~① 5.4メートル ▲~▽ 15.8メートル ▲~▽ 2.1メートル ▲~▲ 3.2メートル ①~▽ 38.5メートル ①~▽約40メートル ②~▲ 0.7メートル ②~▽ 15.7メートル ②~▽ 10.3メートル ①~③ 50.1メートル ~ メートル ~ メートル ~ メートル ~ メートル ~ メートル ~ メートル	▲ [Redacted] (現認及び停止係) ▲ [Redacted] (現認係)	取締従事者 [Redacted] 違反車両の 速度 目測速度 30km/h毎時 目測速度 40km/h毎時	▲ ①	▲ ①	▲ ②					

* この様式は日本工業規格によって定められたA4判・A3判で印刷使用が可能です。

作成者 兵庫県 西宮 警察署・隊 閉法 巡査 [Redacted]

原告が走行する方向からの道路標識を撮影。



原告が走行する方向からの道路標識を撮影。



これは正本である。

平成31年3月27日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 柏原

